

今後のごみ処理体制について

1 平成 27 年 12 月議会を踏まえた平成 28 年度のごみ減量施策について

平成 27 年 12 月議会において平成 28 年 4 月から戸別収集モデル地区における先行実施を円滑に行うため、平成 28 年 1 月から 3 月までの収集を、従前通り戸別収集 3 品目とする補正予算を提案した。しかし、3 月よりクリーンステーション収集に戻すという修正案が可決されたため、予定どおり戸別収集を実施することが困難になったと認識をしている。

この点を踏まえて、今後、戸別収集についてどのような方針で臨むのか、また、平成 28 年度のごみ減量施策について以下の通り整理する。

(1) 戸別収集についての考え方

戸別収集については、平成 27 年 12 月議会において費用対効果が低いことや住民の理解が得られていないことなどから、修正案が可決されたため、平成 28 年度予算には、戸別収集関連経費を計上しないこととし、平成 28 年度の戸別収集モデル地区の先行実施と平成 29 年度からの段階的な全市実施について、見直しを行うこととする。戸別収集の実施については、今後、収集費用の削減の検討や市民の一層の理解を得る必要があると考えている。

また、戸別収集モデル地区については、平成 28 年 4 月以降もクリーンステーション収集となるため、住民に対して丁寧な説明を行っていく。

2/6.7に
モデル地区
説明会

(2) 平成 28 年度のごみ減量施策について

戸別収集の減量効果は、第 3 次一般廃棄物処理基本計画の策定作業の中で、平成 28 年度を戸別収集全市実施に向けた住民への周知・説明を図る期間としていたため、平成 28 年度の減量効果には見込んでいなかった。

平成 28 年度のごみ減量施策は、家庭系ごみの有料化を継続するとともに、積極的に事業系ごみの削減を図ろうとするものである。具体的には、分別されていない紙やプラスチック類に特化した分別の徹底を図るために、専任の職員による事業者訪問等による指導強化や事業系生ごみ処理機補助金制度の普及促進を図る、また、多量排出事業者を中心に食品リサイクル法に基づき生ごみの資源化を促進することを考えている。

家庭系ごみについては、引き続き生ごみ処理機の普及や組成調査による資源物混入率の高い地域を中心に分別徹底の周知を行っていきたいと考えている。

なお、各施策を推進する必要経費については、平成 28 年度予算に計上する考えである。

2 第3次一般廃棄物処理基本計画（策定中）の見直しについて

(1) ごみ焼却量の推移

本市のごみ焼却量は、平成22年度まで約40,000トンで推移していたが、平成23年度以降、第2次一般廃棄物処理基本計画の各施策により毎年度減少してきた。

平成26年度は、有料化実施前の駆け込み排出の影響により家庭系ごみが増加したため、前年度を超えるごみ焼却量となった。

平成27年度は、有料化による減量効果が目標を超える見通しであるが、新たな減量・資源化方策や事業系ごみの削減施策が当初見込んだ削減効果を達成することができなかったため、ごみ焼却量を34,397トンと見込んでいる。

ただし、この数値には、年度前半に有料化実施前の駆け込み排出分の焼却量を含んでいることから、家庭系・事業系ごみの収集量及び持ち込みごみ等で試算をすると、斜字で示した32,618トンと推計される。

このため、第3次一般廃棄物処理基本計画では、平成28年度以降のごみ焼却量の推計に当たり、平成27年度のごみ焼却量について、収集量及び持ち込みごみ等から推計される32,618トンをベースに各年度のごみ焼却量を見込んでいく予定である。

ごみ焼却量の推移

(単位:t)

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度
焼却量	40,389	39,100	37,891	36,622	37,284	34,397	32,618

※27年度のごみ焼却量はいずれも収集量をベースにした推計値。

※斜字部分は、有料化前の駆け込み排出分を除いた数値。

(2) ごみの減量施策及び補完策について

第3次一般廃棄物処理基本計画の策定作業の中では、戸別収集の減量効果を見込んで平成30年度にごみ焼却量を30,000トン以下に削減する計画としていた。しかし、策定中の計画どおり戸別収集の減量効果を見込むことは困難であることから、戸別収集に替わる減量施策や補完策についても検討が必要と考えている。

減量施策については、第2次一般廃棄物処理基本計画におけるごみ処理の評価で事業系ごみの削減が大きな課題となっており、策定中の計画においても分別の徹底を図るなど様々な施策を考えていたが、さらに、多量排出事業者などのごみの発生抑制策として、ごみ処理手数料の見直しや生ごみ資源化促進の支援策等についても改めて減量審において検討していただき全体の削減策についてもう一度見直しを図っていこうと考えている。

また、補完策については、戸別収集の効果として、減量効果のほかに高齢者等の負担の軽減や小規模事業者の排出の適正化を挙げている。このため、高齢者等の負担軽減については、現行の声かけふれあい収集制度の対象者及び収集方法等の見直しについてコストにも配慮しながら検討を進めていこうと考えている。

小規模事業者の排出の適正化については、小規模事業者の多くがクリーンステーションに排出していると思われることから、排出の適正化に向けて、小規模事業者に対する新たな費用負担や収集制度のあり方について検討を進めていこうと考えている。

なお、いずれの施策についても計画の中に位置付け、今後、詳細な制度の検討を進めていきたいと考えている。

(3) 資源物等の収集体制について

本市のごみ処理経費については、他市に比べて高額になっていることから、戸別収集の導入とあわせて資源物を含めた収集体制の見直しを提案したところである。この点については、従前からの大きな課題であることから戸別収集の導入にかかわらず引き続き検討していく必要があると考えている。

提案した内容は3点で、①「カン・ビンについては、現在コンテナ収集を実施し、2日かけて収集をしているが、これを1日収集に変更する。」②「資源物のうちカン、植木剪定材、紙類・布類を月2回に変更する。」③「カン、紙類・布類について集団回収を実施する。」である。

平成28年度は、まず、これらの提案した内容について市民の意向を把握するためアンケート調査を実施し、その結果を踏まえながら実証実験等実施に向けた検討を行うこととする。

(4) 策定スケジュールについて

第3次一般廃棄物処理基本計画の策定スケジュールは、平成28年1月に開催される減量審で素案を確定した後、パブリックコメントを実施し、その結果を踏まえて減量審から答申をいただき、3月末には行政計画に位置付ける予定であった。

しかし、家庭系ごみ削減の重点施策であった戸別収集の実施について見直しが必要となったため、改めて減量施策の検討を行う必要があることから、スケジュールについても見直しをせざるを得ないものと考えている。

現時点では、平成28年6月までに減量施策の協議を行ったうえで素案を作成し、その後、パブリックコメントを実施した後9月には減量審から答申をいただき9月末に行政計画に位置付けようと考えている。

このため、毎年度策定している一般廃棄物処理実施計画については、一般廃棄物処理基本計画に基づき策定する必要があることから、第2次一般廃棄物処理基本計画の方針を延長した「平成28年度暫定版鎌倉市一般廃棄物処理基本計画」を作成した上で、平成28年度一般廃棄物処理実施計画を策定することとする。

3 平成27年度自区外処理の対応について

平成27年度の焼却量は、4月に自区外処理をした153トンを含めて34,397トンと推計している。本年度の焼却可能量は、上限33,000トンであることから、平成28

年1月18日から1日約28トンずつ大和市、高座清掃組合、民間2者に対して順次自区外搬送を行っている。自区外搬送量については、おおむね1300トン程度を予定している。

4 新焼却施設の整備状況について

安定したごみ処理体制を構築するには、ごみの減量・資源化を図るとともに、名越クリーンセンターの焼却停止後の新たな焼却施設の整備が不可欠である。

新焼却施設の整備については、現在、地元住民で結成された「新ごみ焼却施設建設に反対する会」と協議を行っており、具体的には、会から最終候補地として決定した市の考え方に対する質問事項等が提出され様々な課題に対して協議・検討を行っているところである。

また、本年度の委託料で交通量の調査及び大気の影響調査、さらに、下水道事業団に委託を行い山崎浄化センターの将来の建て替え計画を踏まえ両施設の併設による効率的な配置や相乗効果について検討を行うとともに、ごみ焼却施設の配置計画についても検討を行っている。

平成28年度にはそれぞれの検討結果が示されることから、これらの内容を踏まえながら引き続き地元住民と協議を進めていくこととなる。